

防衛装備庁訓令第38号

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）第19条第3項及び第4項の規定に基づき、防衛装備庁における認定審査会に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁における認定審査会に関する訓令

改正 令和4年5月27日庁訓令第9号

改正 令和6年3月28日庁訓令第15号

（目的）

第1条 この訓令は、防衛装備庁における認定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（審査会の任務）

第2条 審査会は、防衛装備庁長官（以下「長官」という。）の諮問に応じ、装備品等の製造設備等の認定に

関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号。以下「省訓令」という。）第19条第1項各号に規定する事項を審議し、長官に答申することを任務とする。

（組織）

第3条 審査会は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、調達管理部長をもって充てる。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときには、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代理する。

4 委員は、次の表の組織の欄に定める組織について、委員の区分に応じて、常任委員の欄及び非常任委員の欄に定める者とする。

組 織	委 員	
	常任委員	非常任委員
陸上幕僚 監部	装備計画部 装備計画課長	衛生部長、 装備計画部 武器・化学課 長、 装備計画部 通信電子課長、 装備

		計画部航空機課長
海上幕僚 監部	装備計画部装備需 品課長	装備計画部艦船・ 武器課長、装備計 画部航空機課長
航空幕僚 監部	科学技術官	
防衛装備 庁	技術戦略部技術振 興官、調達管理部 調達企画課長、調 達事業部需品調達 官、調達事業部武 器調達官、調達事 業部電子音響調達 官、調達事業部艦 船調達官、調達事 業部航空機調達官	

- 5 委員に事故があるとき又は委員が欠けたときには、その代理者を出席させることができる。

(審査会の招集)

第4条 議長は、審査会を招集する。

- 2 審査会の開催に当たっては、開催日の2日前までに、委員に対し、その日時、場所及び諮問事項を通知するものとする。

(審査会の運営)

第5条 議長は、審査会を主宰する。

- 2 委員は、審査会に出席し、諮問事項について疑義がある場合には質問し、意見を述べるものとする。
- 3 非常任委員の出席者については、議長が、議題に応じて指名するものとする。
- 4 議長は、必要と認める場合には、委員以外の者を審査会に出席させ、諮問事項について意見を述べさせることができる。

(定足数)

第6条 審査会は、常任委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(議決)

第 7 条 審査会の議決は、出席委員（代理者を含む。）

の過半数により決することとし、可否同数の場合には、議長の決するところによる。ただし、議長は、可否同数の場合又は可否の差が少数である場合には、議決を留保して再度の審査会の審議に付することができる。

（審査会の庶務）

第 8 条 審査会に対する諮問、審査会の答申その他審査会の庶務に関することは、調達管理部調達企画課において行う。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日前に認定審査会に関する達（平成 18 年装備本部達第 16 号）の規定により行われた手続は、別段の定めのあるものを除き、この訓令の規定により行われたものとみなす。

附 則（令和 4 年 5 月 27 日庁訓令第 9 号）

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日庁訓令第15号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。